

私大協発第12395号
平成20年5月7日

加盟各大学
理事長
学長殿
事務局長

日本私立大学協会
会長 大沼 淳

地球温暖化対策への一層のご協力方お願いについて

時下新緑の候 ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

近年、地球温暖化対策は、国内外を問わず国際社会の最重要課題の一つとして大きく取り上げられておりますことは、ご高承の通りであります。

本協会では、昨年沖縄にて開催の秋季総会において全私学連合が策定した「環境自主行動計画」を了承致し、教育と学術研究機関としての私立大学の当該問題への取り組みを一層高めて参りますことを申し合わせました。

各加盟大学では、それぞれの立場から、省エネルギー対策等をも含めて、既にお取り組みをいただいておりますが、なお一層の積極的なご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本協会では、①地球温暖化対策に関する各種の情報提供等を行政とともに協力しながら継続して行って参りたいこと、②私立学校におけるCO₂排出量等実態を把握するために、全私学連合から私立各大学宛に日本私立学校振興・共済事業団を通じて平成18年度を対象とする実態調査を行いました。京都議定書における平成20年4月から平成24年度までの第1約束期間中は、毎年、実態調査の実施を予定しておりますこと、③7月2日には本協会独自企画として「地球温暖化対策に関する研究協議会（仮称）」を開催予定であることをご報告申し上げます。

何卒、一層のご協力の程よろしくお願い申し上げます。

添付資料

1. 京都議定書目標達成計画及び自主行動計画策定に関する経緯
2. 環境自主行動計画（平成19年度10月31日申し合わせ 全私学連合）
3. 京都議定書目標達成計画（抜粋）（平成20年3月28日 全部改定）

京都議定書目標達成計画及び自主行動計画策定に関する経緯

◆平成9年12月

気候変動枠組条約第3回締約国会議において、京都議定書を採択。

CO₂など6種類の温室効果ガスの排出量について、平成20年度から平成24年度までの第1約束期間中に、先進国全体で平成2年(基準年)比で少なくとも5%削減することを目的として、各国に法的拘束力のある数値約束(※)を設定。

※ 日本△6%、米国(未批准)△7%、EU△8%等。

◆平成17年4月

地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書に定められた目標を達成するため、「京都議定書目標達成計画」を閣議決定。

エネルギー起源二酸化炭素の排出削減対策として、自主行動計画既策定業種について、その着実な実施を求めるとともに、私立学校等の未策定業種についても、自主行動計画を策定することが求められた。

○平成19年6月27日

「中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合」

◇全私学連合を代表して白井早稲田大学総長御出席。下記を発言。

- ・8月上旬に団体としての自主行動計画の策定の方針を決定。
- ・20年3月頃までに自主行動計画を策定。

(審議会小委員会委員から、3月では遅すぎる旨発言あり。)

○平成19年8月7日

全私学連合「環境自主行動計画策定の方針」を策定。

◆平成19年10月2日

「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」を地球温暖化対策推進本部(本部長:福田内閣総理大臣)が決定。

平成17年度の日本の温室効果ガス排出量が、基準年比7.8%増であることを踏まえ、「対策の進捗状況は極めて厳しい状況にある」として、未策定業種の自主行動計画策定を始め、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期すこととされた。

○平成19年10月23日

「中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会
合同会合」

◇全私学連合を代表して白井早稲田大学総長御出席。下記を発言。

・10月31日までに環境自主行動計画を策定。

○平成19年10月31日

全私学連合「環境自主行動計画」を策定。

○平成19年11月20日～12月18日

全私学連合 CO2排出量等調査。CO2排出削減見込み量を推計。

○平成20年3月7日

「中央教育審議会大学分科会制度・教育部会」

◇全私学連合 環境自主行動計画及びCO2排出削減見込み量を報告。

(文部科学省が報告)。当該報告をもって、政府としてのオーソライズ作業完了。

○平成20年3月17日

「産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画評価・検証制度小委
員会、中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会合
同会議」

◇全私学連合 10月以降の動向として、CO2排出削減見込み量の算出について
報告

◆平成20年3月28日

平成20年度から平成24年度までの第1約束期間に入ることを踏まえ、京都議定
書目標達成計画を全部改定し、閣議決定。

同閣議決定には、全私学連合の計画内容及びCO2排出削減見込み量も掲載。

環境自主行動計画

平成19年10月31日 申し合わせ

全 私 学 連 合

（ 日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会 ）

【目標】

教育や研究の内容に応じて、CO₂排出量が、2007年度を基点として、2008年度から2012年度の間において、毎年度、前年度比でマイナス1%^(注)になるよう、削減のための努力をするとともに、学校の特性に応じて地球温暖化対策に向けた様々な取組みを行う。

(注) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)第5条第1項の規定に基づく“工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準”を定めた経済産業省告示第65号(平成18年3月29日)の「IIエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置」に規定されている事業者ごとの努力目標を参考とする。

【対策】

- 各私学団体は、CO₂排出量削減に向けた各私立学校の取組みを積極的に奨励・支援するとともに、地球温暖化対策に関する各種の啓発活動・情報提供等と、結果等のフォローアップについても、行政とも協力しながら継続して行う。
- 私立学校は、学内の省電力化、ペーパーレス化、省エネルギー、緑化等の取組みに加えて、教育研究を行う学校の特性を有効に活用することにより、学生・生徒等に対する地球温暖化対策の必要性の啓発、大学等における環境保護技術の研究促進などを通じ、将来にわたる地球温暖化対策に大きく貢献する。

京都議定書目標達成計画（抜粋）

(平成17年4月28日 策定)

(平成18年7月11日 一部改定)

平成20年3月28日 全部改定

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

イ. 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

B. 業務その他部門の取組

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

2008年3月末時点で、産業部門においては50業種、業務その他部門においては32業種、運輸部門においては17業種、エネルギー転換部門においては4業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

産業部門：50業種

（ビール酒造、たばこ製造、製薬、スターチ・糖化製品、乳業、清涼飲料、パン、てん菜糖、冷凍食品、植物油、菓子、精糖、食肉加工品、製粉、コーヒー、即席食品、醤油、缶詰、マヨネーズ・ドレッシング、鉄鋼、化学、製紙、セメント、電機・電子、自動車部品、自動車、鋳業、石灰製造、ゴム、染色、アルミ、板硝子、ガラスびん、自動車車体、電線、ベアリング、産業機械、伸銅、建設機械、石灰石鋳業、衛生設備機器、工作機械、石油鋳業、産業車両、建設、住宅生産、造船、船用機器、鉄道車輛、舟艇）

業務その他部門：32業種

（銀行、生命保険、損害保険、電気通信事業、テレコムサービス、民間放送、日本放送協会、ケーブルテレビ、衛星放送、学校、生協、加工食品卸売、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店、家電量販店、DIY、情報サービス、チェーンドラッグストア、商社、LPガス、リース、倉庫、冷蔵倉庫、ホテル、国際旅館、国内旅館、自動車整備、不動産、産業廃棄物処理、新聞、ペット小売）

運輸部門：17業種

（船主、トラック、定期航空、内航海運、旅客船、タクシー、バス、民営鉄道、JR東日本、JR西日本、JR東海、港湾運送、JR貨物、JR九州、JR北海道、通運、JR四国）

エネルギー転換部門：4業種

（石油、電気、ガス、特定規模電気事業者）

合計：103業種

※ 今回（平成20年3月）の本計画改定に当たり自主行動計画の削減効果の算定に含めた対象は、これら103業種のうち、政府による効果算定（同年2月8日）以降に計画の新規策定や定性的目標の定量化が政府の関係審議会等において確認された業種等を除いた85業種（産業部門：49業種、業務その他部門：19業種、運輸部門：14業種、エネルギー転換部門：3業種）。

別表1 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

イ. 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

B. 業務その他部門の取組

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

(業務部門の業種)

文部科学省所管業種			
【業種（計画策定主体）】	【目標指標】	【基準年度】	【目標水準】
全私学連合	CO2排出量	2007年度	年率▲1%